

金利先物取引制度要綱

2023年5月29日現在

株式会社大阪取引所

項目	内容	備考
<p>I 取引の仕組みについて</p> <p>1 取引対象金融指標</p> <p>2 立会方法</p> <p>(1) 立会の区分及び取引時間</p> <p>(2) 立会方法</p> <p>3 限月取引及びその数</p> <p>4 取引契約締結の方法</p> <p>5 取引単位、呼値及び制限値幅</p> <p>(1) 取引単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TONA 3か月金利に係る金融指標（日本銀行が公表する無担保コールオーバーナイト物レート（以下「TONA」という。）に係る3か月間の日次累積複利を100から差し引いた金融指標をいう。）とする。 ・ 午前立会 <ul style="list-style-type: none"> ➢ オープニング・オークション：午前8時45分 ➢ レギュラー・セッション：午前8時45分から午前11時 ➢ クロージング・オークション：午前11時2分 ・ 午後立会 <ul style="list-style-type: none"> ➢ オープニング・オークション：午後0時30分 ➢ レギュラー・セッション：午後0時30分から午後3時 ➢ クロージング・オークション：午後3時2分 ・ 夜間立会 <ul style="list-style-type: none"> ➢ オープニング・オークション：午後3時30分 ➢ レギュラー・セッション：午後3時30分から翌日の午前5時55分 ➢ クロージング・オークション：翌日の午前6時 ・ 売買システムによる取引とする。 ・ 3月、6月、9月又は12月の第3水曜日から3か月後の第3水曜日の前日までを金利参照期間とし、金利参照期間が終了する日が属する月の第3水曜日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。 ・ 限月取引の数は、3月、6月、9月及び12月の限月取引の20限月取引制とし、各限月取引の期間は、5年とする。 ・ 直近限月取引の取引最終日の翌取引日の日中取引から新たな限月取引を開始する。 ・ 個別競争取引とする。 ・ 25万円に取引対象金融指標の数値を乗じて得た額を1単位とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が必要と認める場合には、取引時間を臨時に変更できるものとする。 ・ 当社が必要と認める場合には、限月取引の数及びその期間並びに取引最終日及び取引開始日を変更することができる。 ・ 金利先物取引における取引日は、午後3時25分から翌営業日の午後3時15までの1サイクルとする。

項目	内容	備考
(2) 呼値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成行及び指値とする。 ・ 呼値は、次の有効期間条件又は執行数量条件を付して行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> a 通常条件 日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、夜間立会において行った呼値は、その取引日の夜間立会終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。 b 指定期間条件 当社が別に定める期間の範囲内で指定した期間が満了する日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の日中立会終了時まで有効とする条件とする。 c 残数量取消条件 呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、直ちに成立する数量のみの取引を成立させ、残数量の効力を失うものとする条件とする。 d 全数量執行条件 呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、当該呼値の効力を失うものとする条件とする。 ・ 呼値の効力は、上記各条件のとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成行呼値は、有効期間条件を付して行うことができない。 ・ オープニング・オークション及びクローズング・オークション等においては、全数量執行条件を付して呼値を行うことができない。
(3) 呼値の単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値の単位は、0.0025ポイントとする。 	
(4) 制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値は、当社が定める値幅の限度を超える値段により行うことができないものとする。 ・ 値幅の限度は、基準値段から制限値幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。 ・ 基準値段は、原則として、前取引日の当該限月取引の清算数値とする。ただし、限月取引の取引開始日においては、当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の前取引日の清算数値とする。 ・ 制限値幅は、0.25ポイントとする。 ・ サーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大その他詳細については、「サーキット・ブレーカー制度について」参照。 ・ 当社は、必要に応じて呼値の制限値幅を変更することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算数値とは、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金利先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下同じ。
6 取引の一時中断 (1) サーキット・ブレーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利先物取引の中心限月取引において、先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、原則として、取引（ストラテジー取引及びJ-NET取引を含む。）を一時中断する（以下「サーキット・ブレーカー」という。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中心限月取引」は、第二限月取引とする。

項目	内容	備考								
(2) 即時約定可能値幅	<ul style="list-style-type: none"> サーキット・ブレーカーを発動する場合には、取引対象金融指標が当該中心限月取引と同一の金利先物取引について、当社が定めるところにより呼値の制限値幅の上限又は下限を拡大する。 その他詳細については、「サーキット・ブレーカー制度について」参照。 金利先物取引の各限月取引について、当社が定める基準となる値段（以下「基準値段」という。）から当社が定める値幅を超えて取引が成立することとなる場合には、当社が適当と認める時間を経過するまでの間、当該限月取引の取引（ストラテジー取引を含む。）を一時中断する。 上記の当社が定める基準値段は、直近の最良気配の仲値（直近の約定数値を含む。）とする。 上記の値幅（即時約定可能値幅）は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="459 902 1067 1115"> <thead> <tr> <th colspan="2">即時約定可能値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄付き</td> <td>上下0.075ポイント</td> </tr> <tr> <td>ザラバ</td> <td>上下0.025ポイント</td> </tr> <tr> <td>引け</td> <td>上下0.05ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	即時約定可能値幅		寄付き	上下0.075ポイント	ザラバ	上下0.025ポイント	引け	上下0.05ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 「当社が適当と認める時間」は、原則として、30秒間とする。 基準値段は、取引の状況等を勘案して適当と認めるときは、本所がその都度定める値段とする。 「最良気配の仲値」とは、直近の最良買い呼値及び最良売り呼値の仲値をいう。
即時約定可能値幅										
寄付き	上下0.075ポイント									
ザラバ	上下0.025ポイント									
引け	上下0.05ポイント									
7 最終決済	<ul style="list-style-type: none"> 取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終清算数値を定める日の翌日（最終決済期日。休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）において、最終清算数値による決済を行うものとする。 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、以下の式に基づき算出する。 <div data-bbox="411 1514 1114 1641" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>最終清算数値=100-R</p> $R = \left\{ \prod_{i=1}^M \left(1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{365}{a}$ </div> <ul style="list-style-type: none"> ただし、金利参照期間の開始日が銀行休業日に当たるときは、Rは以下のとおりとする。 <div data-bbox="411 1780 1114 1850" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $R = \left\{ \left(1 + TONA_0 \times \frac{D_0}{365} \right) \prod_{i=1}^M \left(1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{365}{a}$ </div> <ul style="list-style-type: none"> 上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="411 1917 1114 2018"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">R</td> <td>当該限月取引の金利参照期間におけるTONAの日次累積複利（年利換算し、百分率で表示した利率）</td> </tr> </table>	R	当該限月取引の金利参照期間におけるTONAの日次累積複利（年利換算し、百分率で表示した利率）	<ul style="list-style-type: none"> 「先物・オプション取引に係る最終清算数値等に関するコンテナインジェンシー・プラン」参照。 最終清算数値の算出にあたっては、小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。 						
R	当該限月取引の金利参照期間におけるTONAの日次累積複利（年利換算し、百分率で表示した利率）									

項目	内容		備考
	i	当該限月取引の金利参照期間において、何番目の銀行営業日であるかを示す整数	
	M	当該限月取引の金利参照期間における銀行営業日数	
	$TONA_i$	i 番目の銀行営業日付のTONAの確報値	
	D_i	当該限月取引の金利参照期間において、 $TONA_i$ が適用される期間の実日数	
	a	当該限月取引の金利参照期間における実日数	
	$TONA_0$	金利参照期間の開始日の前銀行営業日付のTONAの確報値	
	D_0	金利参照期間の開始日から起算した連続銀行休業日数	
8 取引規制の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、次の措置を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> a 制限値幅の縮小 b 証拠金の差入日時の繰上げ c 証拠金額の引上げ d 証拠金の有価証券による代用の制限 e 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ f 金利先物取引の制限又は禁止（自己取引の禁止等） g 建玉制限 		
II ストラテジー取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「ストラテジー取引制度要綱」参照。 		
III J-NET取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「J-NET取引制度要綱」参照。 		
IV ギブアップ取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「ギブアップ制度要綱」参照。 		
V 建玉移管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、自己の計算による未決済約定及び顧客の委託の計算に基づく未決済約定を、他の取引参加者に移管することができる。 ・ 取引最終日を迎えた限月取引については、取引最終日の翌取引日以降において建玉の移管を行うことができない。 ・ 金利先物取引に係る建玉の移管は、当該移管を行う取引日の前取引日における各限月取引の清算数値を当該未決済約定に係る約定数値として行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者（クリアリング機構が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格（以下「清算資格」という。）を有する者をいう。以下同じ。）の建玉移管に関する事項は、クリアリング機構が定める。
VI 証拠金及び決済について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「先物・オプション取引に係る証拠金及び決済制度の概要」参照。 		
VII 参加者負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「取引参加者料金概要」参照。 		
VIII その他 1 相場情報シス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報を、相場情報システムで伝達するものとす 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第 130

項 目	内 容	備 考
テムで伝達する 情報 2 投資部門別取 引内容の開示 付 則	る。 a 四本値、歩み値情報 b 限月取引別取引高及び取引契約金額 c 総取引高及び取引契約金額 c 限月取引別建玉残高 d 総建玉残高 e 最良気配及び数量 f 複数気配及び数量 g 清算数値 h 最終清算数値 i VWAP j 値付回数 ・ 相場情報システムにおいては、四本値及び取引高の情報 について、日中立会に係るものと夜間立会に係るものに 分けて伝達する。 ・ 週間及び月間の投資部門別、売り買い別取引高及び取引 代金を開示することとする。 ・ 市場の状況によっては、上記内容の変更もありえる。	条及び第131条に基づ き各銘柄ごとの四本 値及び取引高の公表 等（「大阪取引所日 報」）を行う場合は、 取引日ベースでこれ を行う。

以 上